

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

I 計画（国通知により中間見直しまでは代用計画で可）

【子ども・子育て支援法】

第六十一条 略

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 六 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

II 認可

【児童福祉法】

第三十四条の十五 略

- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- 4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【あきる野市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則】

第4条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、あきる野市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

III 定員

【子ども・子育て支援法】

- 第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。
- 2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。
- 3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。